

当事務所では資金繰り計画作成のお手伝いをさせて頂いております。ご不明な点がございましたら、お気軽に弊所までお問い合わせ願います。

【ご参考】

■加算税制度の概要

加算税は、申告納税方式（注1）による国税（法人税・所得税・相続税・贈与税など）が法定申告期限までに適正な申告がなされない場合に、納付税額とは別に課せられます。

名称	課税要件	課税割合（本税に対して）
過少申告加算税	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10%（※1） ただし、①正当な理由がある場合②更正を予知しない修正申告の場合、は不適用
無申告加算税	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更生があった場合	15%（※2） ただし、①正当な理由がある場合②法定申告期限から1カ月以内にされた一定の期限後申告の場合、は不適用（0%）
不納付加算税	源泉徴収税額について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%（税務署からの指摘による納付の場合） 5%（自主的に納付した場合）
重加算税	仮装・隠ぺいがあった場合	過小申告加算税・不納付加算税に代えて35% （期限内申告の場合）
		無申告加算税に代えて40% （期限後申告をした場合）
（※1）期限内申告額と50万円のいずれか多い金額を超える部分は15%		
（※2）50万円超の部分は20%		

（注1）納税者本人が自分の責任で納税額を計算し、申告する方式。

■利子税制度の概要

利子税とは、申告期限の延長の特例の申請等で延納を認められた場合に課される税金です。

利子税の決算方法は、納税を延納した税金に対し、原則7.3%（1,000円未満不徴収）を乗じた金額となります。

利子税は納付した期に損金とすることが可能です。

